

# 食 品 安 全 委 員 会 第 105 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時    平 成 17 年 7 月 28 日 ( 木 )    14:00 ~ 15:27

2 . 場 所    食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

( 1 ) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に 関 す る リ ス ク

管 理 機 関 か ら の 説 明 に つ い て

・ 農 薬    2 品 目

ル フェ ノ ロ ン

ピ フェ ト リ ン

( 厚 生 労 働 省 か ら の 説 明 )

( 2 ) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 聴 取 に つ い て

・ 農 薬 「 ピ リ ダ リ ル 」 に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

・ 1,000    以 上 で 焼 却 処 理 し た 肉 骨 粉 の 焼 却 灰 及 び 炭 化 物 を 肥 料 と し て 利 用

す る こ と に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

( 3 ) 食 品 安 全 モ ニ タ ー か ら の 報 告 ( 平 成 17 年 6 月 分 ) に つ い て

( 4 ) 平 成 17 年 度 食 品 安 全 モ ニ タ ー 会 議 に つ い て ( 報 告 )

( 5 ) リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 門 調 査 会 に 当 面 調 査 審 議 を 求 め る 事 項 に つ い て

( 6 ) そ の 他

4 . 出 席 者

( 委 員 )

寺 田 委 員 長 、 小 泉 委 員 、 坂 本 委 員 、 寺 尾 委 員 、 中 村 委 員 、 本 間 委 員 、 見 上 委 員

( 説 明 者 )

厚 生 労 働 省    松 本 大 臣 官 房 参 事 官 、 中 垣 基 準 審 査 課 長

( 事 務 局 )

齊 藤 事 務 局 長 、 一 色 事 務 局 次 長 、 小 木 津 総 務 課 長 、 村 上 評 価 課 長 、 藤 本 勧 告 広 報 課 長 、

杉 浦 情 報 ・ 緊 急 時 対 応 課 長 、 西 郷 リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 官 、 福 田 評 価 調 整 官

## 5．配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ルフェヌロン」及び「ピフェントリン」の食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 - 1 ピリダリルに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 2 - 2 1,000 以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することに係る食品健康影響評価について

資料 3 食品安全モニターからの報告（平成 17 年 6 月分）について

資料 4 平成 17 年度食品安全モニター会議について（報告）

資料 5 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

資料 6 魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会について

## 6．議事内容

○寺田委員長 それでは、ただいまから、第 105 回の「食品安全委員会」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が全員出席でございます。

また、本日は厚生労働省から、松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長に出席していただいております。

全体のスケジュールにつきましては、「食品安全委員会（第 105 回会合）議事次第」を御覧になってください。

それでは、資料の確認をお願いいたします。資料は全部で 8 点であります。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「『ルフェヌロン』及び『ピフェントリン』の食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 - 1 が「ピリダリルに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2 - 2 が「1000 以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することに係る食品健康影響評価について」。

資料 3 が「食品安全モニターからの報告（平成 17 年 6 月分）について」。

資料 4 が「平成 17 年度食品安全モニター会議について（報告）」。

資料５が「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項」。

資料６が「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会について」であります。

皆さん、資料はありますね。

それでは、議題に入らせていただきます。食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明であります。

資料１－１にありますとおり、７月２５日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました農薬２品目について、厚生労働省から説明があります。

厚生労働省、中垣基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料１－２に基づきまして、御説明申し上げます。

本日お願いいたしておりますのは、農薬でございます、ルフェヌロンとピフェントリンという２つのものの食品衛生法に基づきます残留基準設定に伴う食品健康影響評価でございます。

「１．経緯」でございますが、ルフェヌロンにつきましては、既に国内で登録され、使用が認められているものでございますけれども、その適用を拡大したいというようなことが農林水産省を通じて連絡を承っているところでございます。

また併せて、このルフェヌロンにつきましては国外で使用する農薬に係る残留基準の設定という、インポートトレランスと呼んでおりますけれども、外国で使われた農薬が残留する食品が輸入される。そのために基準の設定を要請する。その指針を平成１６年２月に出したところでございますけれども、これに基づいて申請があったということでございます。次に、ピフェントリンでございますが、これも同様に国内で既に登録され、基準もある農薬でございますけれども、適用の拡大が申請されたところでございまして、これらについて基準を設定すべく、あらかじめ食品安全委員会にリスク評価をお願いするものでございます。

「２．各品目の概要」でございますけれども、（１）がルフェヌロンでございます。

ベンゾイルフェニル尿素系の殺虫剤でございまして、りんご、大根、みかん等に登録があって、更に食品衛生法上の基準も既に設定されておるところでございます。今回新たに大豆、えだまめなどに適用拡大が申請されているところでございます。

先ほど申し上げました、輸入食品という観点から申し上げますと、韓国でとうがらしに使うというのが認められておるということで、そのとうがらしについて基準をつくって

れという要請が来ているところでございます。

国際的に見ますと、ＪＭＰＲで評価を行われておりませんし、国際基準もございませんが、ニュージーランドあるいは韓国などにおいて登録がされているところでございます。

（２）がピフェントリンでございます。これはピレスロイド系の殺虫剤でございますが、ばれいしょ、はくさい、ぶどうなどに登録があって、食品衛生法上の基準もあるところでございます。今回、かんきつ、りんごへの拡大が申請されたところでございます。

ＪＭＰＲは92年に評価しＡＤＩを設定するとともに、小麦、トウモロコシ、イチゴなどに国際基準が設定されているところでございます。アメリカ、オーストラリア等においても登録されているということでございます。

「３．今後の方向」でございますが、食品健康影響評価の結果を待って、基準の拡大について、「薬事・食品衛生審議会」で議論をしていただくということを考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明、あるいはこの記載事項に関しまして、どなたか御質問はございますでしょうか。どうぞ。

○寺尾委員 つまらないことなんですけれども、ルフエヌロンで、この大豆とえだまめというのは、植物から言って、どういう区別になっているんですか。

○中垣基準審査課長 大豆とえだまめの違いでございますが、私もなかなか納得がいかない点があったわけでございますけれども、農林水産省の担当部局に聞いてみますと、収穫する時期も違う。更にはそれによって使う農薬も違うというようなことから、農薬登録に当たっては別の作物として取り扱われているところでございます。

ただ、この間、日本生協連合会が公表したデータによりますと、大豆に使える農薬であって、えだまめには使えないという農薬が幾つかあるんですけれども、それが誤ってえだまめにも使われているというようなことが公表されたところでございまして、農林水産省に対して農薬登録あるいは農薬の使い方として、大豆とえだまめを区分するのであれば、その現場までの周知徹底というのをお願いしたところでございます。

○寺田委員長 よろしゅうございますね。

どうぞ。

○見上委員 今、課長が最後におっしゃったことなんですけれども、適用拡大に関しては厚生労働省の方で審議するとおっしゃったんですか。今いろいろ適用拡大がどんどん来ま

すね。植物を１種類増やすだけでも適用拡大ですけれども、それは最後におっしゃったことは、これからちゃんと適用拡大は食品安全委員会に持ってこないとか来るとか、それを審議するという意味ですか。

○中垣基準審査課長 先生の御質問に端的に答えますと、そういう意味ではございません。このルフエヌロンとピフェントリンというのは、少なくとも食品安全委員会では、いまだ一度も御審議をいただいていないものでございます。そういう点から申し上げますと、既に登録がされ、一定のものについて適用が認められ、我々も基準をつくっているものであっても、食品安全委員会において、一度リスク評価をお願いする必要があるんだろうと考えておるところでございます。

一方、一月前か二月前ぐらいのこの委員会で、食品安全委員会でつい先ごろリスク評価を行われたものについて適用拡大があったので、再度またリスク評価をお願いした事例があって、それらについては食品安全委員会で一度リスク評価しＡＤＩも決定しているのだから、今後の取扱いを検討しろというような先生方からの御意見をいただいているところでございまして、この件につきましては食品安全委員会の事務局と私どもの方で検討させていただいているところでございます。

○寺田委員長 どうぞ。

○見上委員 そうしますと、食品安全委員会でほとんど審査していないわけですね。そうしたら、今まで厚生労働省なりそういうところで、これは安全だと国民に言っていて使っていたものを全部食品安全委員会でまた適用拡大について審査するということですか。

○中垣基準審査課長 勿論過去におきまして、私ども、あるいは環境省、農林水産省において一定の評価をし、現在使われておることだと考えております。

それにつきまして、適用拡大があった際に、どのような形で取り扱うのかというのは、先生がおっしゃっているような議論も当然あるんだろうと考えるわけですが、例えば、動物薬の審議においても違う動物種に適用するでありますとか、違う病気に適用するでありますとか、そういう場合には、たしか食品安全委員会にリスク評価をまたお願いをするというような手続になっておったかと思うわけですが、そういう横並びだけで考えてはいけませんけれども、適用の拡大、特に国内でそれを使用されるということになりますと、日本国民の農薬の暴露という観点からは、外国で使われているものと若干違うような予想もございますし、一度リスク評価をしていただいた方が適當ではないかと、私は少なくとも考えているところでございます。

○見上委員 それは政策の一貫性という面で、法律がそういうふうになったからなのか、

政策というのは、要するに今まで使っていたものが安全だと言っていて、それで食品安全委員会ができたから、これはもう一回審査してもらうというのは、何か筋が通っていないのではないですか。

○中垣基準審査課長 政策の一貫性という観点から申し上げますと、それはまさしく法律に規定されておることだろう考えるわけでございます。食品安全基本法では基準をつくる時には、リスク評価を受けなさいというふうに規定されておるわけでございます。

したがいまして、適用作物を追加するときにはリスク評価を受けるというのがまず原則になってまいるわけでございます。この原則の例外としてございますのが、リスク評価が明らかに必要でないという事例があるわけでございまして、先日御指摘いただいた、すなわちつい最近リスク評価が終えたものについて適用作物の追加申請があったからと言って、またリスク評価をお願いするかという点につきましては、恐らく再度やるような必要はないのではないかというような御意見だろうというふうに、私は考えておる次第でございますが、過去食品安全委員会でリスク評価をやっていないものについても、現在使われておる、あるいは従来厚生労働省あるいは関係省庁において、一定のリスク評価が行われたであろうという観点から、この食品安全基本法の例外、明らかに必要でないというところに該当できるかどうかというのは、食品安全委員会の意見を聞いてみないといけないというふうに考えておるところでございます。

○寺田委員長 どうですか。

○見上委員 言っていることが私自身理解できないので、また別のときに論議いただきたいと思います。何かおかしいですよ。

○中垣基準審査課長 説明がおかしいと言われるのであれば、はっきり申し上げますけれども、食品安全基本法では基準をつくるときはリスク評価を受けると書いてあるわけです。したがって、我々は受けておるわけです。これが必要でないというのであれば、それは先生方の御判断となります。

ですから、先生方がここで必要でないとおっしゃっていただければ、私どもは、はい、わかりましたというのが、非常に率直でわかりやすい、ちょっと誤解を生むかもしれませんが、そういう意味での説明でございます。

○見上委員 多分この委員会の委員の先生方の中でわからないのは、私一人かもわからないんですけども、何か食品安全委員会がいいと言ったら、もういいんだという発想は責任転嫁。今までずっと続いてきたことがどうしてこの場になって、法律がそうだからというふうになるのか、それがよくわからないと言うんです。

○齊藤事務局長 法律の建前というか、そのことをここで適用関係、議論をしても、明確な方向性を出すということには、あまり役に立たない部分もあるかと思いますが、食品安全基本法を制定する中で定めたことは、中垣課長の説明のとおりで、基準をつくる場合にはそのリスク評価を受けなければいけないということで、いわゆる法定諮問事項になっているわけですから、管理官庁の立場からはそれを聞かなければいけないという形になろうかと思います。

ただ、そのときにリスク評価が明らかに必要でない場合に該当するかどうかということの整理は、確かにこれは委員会の問題ですから、見上委員の御指摘のようなことについては場を改めて議論をする必要があるのではないかというふうに思っております。

○寺田委員長 よろしいですか。1回これは議論をする必要があると思いますね。だから、委員会として、こういう場合はやる必要がないと言うべきかどうかということを討議する必要があります。もし委員会の範囲でできるのであれば。

○見上委員 そのとおりだと思います。ポジティブリストで何百というのが挙がってきて、それも頭にありながら、更に植物が1種類増えるごとにやっていたら、それだけの仕事だったらいいですけれども、そういうスタンスがよくわからないんですよ。何を考えているかというのが。でも、ここで言ってもしょうがないからこれで終わります。

○寺田委員長 多分、私の理解が正しければ、ボールはこちらに投げられているわけで、向こうは法律上、管理官庁としてやらなくてはいけないから、私らは、これはやる必要はないかどうかということで、必要がないと言ってしまえば、それでそちらはいいわけでしょう。

だから、そういうやり方をやらないといけないというような行政上の仕組みではないかなと。よくわからないけれども。だから、こちらで判断してお返しして、これは必要じゃないのではないかと。理由はこれこれでありますからというふうなことを一つひとつについてやれば、あるいは、もっと包括的にこういう適用拡大をやるというような場合にもいいんじゃないかというようなことも当然議論していいと思うんです。

そういうことでいいんですね。

○齊藤事務局長 はい。それで結構です。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

どうもありがとうございました。お立場からいろいろとありますでしょうけれども。

言うのを忘れていましたが、これは私どもの農薬専門調査会で、これは審議させていただくことにします。しかし、その前に一度ちょっと、どういうことかということを原則に

まずやって、それから審議するかどうかは決定させていただくと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。

農薬ピリダリル及び1,000以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することに関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

まず初めに、農薬ピリダリルにつきまして、説明をよろしくお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料2-1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本件はただいま御議論になった、こんなものまで評価をするのかという御発言の典型的な例になるわけではありますが、これは本委員会において、既に1回、農薬の初回登録、国内で農薬が使用される前の段階で食品健康影響評価が行われておりまして、今回、今までキャベツ、レタス、トマト等に使われていたものをブロッコリーとかとうがらし、大豆等に適用を拡大するというので、再度、健康影響評価の依頼のあったものです。

追加的に提出された資料は、残留実態調査、作物残留試験成績が追加して出されてきたのみでありまして、いわゆる安全性に係る資料については特段新しい成績は、追加的な提出はございませんでした。

本日、先生方が今御議論していただいたような点もありますし、1か月ほど前の食品安全委員会におきまして、既に食品安全委員会で一度評価が行われて、そのものについて特段の安全性の追加提出資料がない中で適用を拡大するという場合に、また再度評価をするのかどうかということについて、今後どう取り扱うのかをまず事務局で厚生労働省と相談するようにという御指示もいただいているところでございまして、その辺については現在なお相談をしつつあるところでありまして、いずれ本委員会に最終的に御判断をいただくことになるわけではありますが、まだ今のところ、こういうふうにしますという案はまだできておりません。申し訳ございません。

ただ、本品につきましては、そういうふうな中で追加的な資料も含めて評価が行われまして、いわゆる国民からの意見・情報の募集も通常の方法で行ってしまっておりますので、そのコメント期限が7月20日で明けておりまして、特段の御意見もなかったところから、本品につきましては、これをもって評価を厚生労働省にお返ししてもよろしいかどうかということで、本日お伺いをするものでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ちょうどこういう例がその後に出てきましたし、これはよろしゅうございますか。

どうぞ。

○小泉委員 今回の寺尾委員の言われたのと同じことが、23 ページに例えば、大根の根っこと葉っぱとかトマトとミニトマトなどと言い出すと、これはもう際限がないように思うんですが、これは厚生労働省への質問かもしれないんですが、その辺はすべて適用が違うということなんでしょうか。

○村上評価課長 農薬取締法上の適用作物としては明らかに違うものでありまして、使い方も違うので、それは、農薬取締法上適用拡大は逐次行われるべきものだと思いますが、ただ、例えば、A D Iを決めるときにそのこといかなる影響を持つのかと。植物体内での代謝物が想定範囲を超えていないのであれば、また改めて評価をしなくてもいいんじゃないのかというのが1 か月ほど前の本委員会での御指摘でございましたし、そういうことも含めて御相談はさせていただこうと思っています。

○小泉委員 お願いします。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、この件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論になりますが、「ピリダリルの1日摂取許容量0.028 mg/kg 体重/日と設定する」ということによろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、1,000 以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することにつきまして、説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料2 - 2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本品につきましては、これは牛の肉骨粉を1つは1,000 、5分間で酸素が存在する中で焼くという処理をするものでありまして、これは灰になるわけでありまして。

もう一つは、空気を処断して酸素がない状態で1,000 、30分蒸し焼きにしますと、これは炭化物ができて、この肉骨粉を原料とした灰と炭化物について、これは肥料として使ってもよろしいかどうかということについて、食品健康影響評価を求められたものでございます。

本品につきましては、意見情報の募集を6月30～7月27日までさせていただきましたが、2つほどの御意見をいただきました。最後のページに出ております。

1つは、高温で熱処理された骨の灰については、焼くのにお金がかかるので、不十分な焼却処理をしたようなものが出回るんじゃないかというような御懸念でありまして、これ

はむしろそういうものが出回らないように管理が適切に行われることが、それは管理機関において、きちんと行われるべきものだろうという、専門調査会としての御判断でございまして、その意見についてはリスク管理機関にお伝えしましたという内容となっております。

もう一つは、BSEの感染病原体であるプリオンについては、こうやって1,000 の加熱処理によっても分解しないんじゃないかと。むしろ濃縮するんじゃないかというような御懸念でありまして、これにつきましては、本品について専門調査会で慎重に御議論した中で、タンパク質はもとよりアミノ酸も残っていないことを化学分析によって確認をしているということから、特段問題ないだろうというふうに考えたものでありますということをお返事として御用意をさせていただきまして、これらの回答を基に専門調査会としては、本品については原案どおりの御判断で報告書を取りまとめるのが適当という、最終的な御判断となったものであります。

結論については、「牛の特定危険部位及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しない肉骨粉を原料」ですから、危険部位と危険な部位が混合しない肉骨粉を原料として、「空気を流通させた状態で1,000 、5分間以上の処理で製造された焼却灰、及び空気を遮断した状態で1,000 、30分間以上の処理で製造された炭化物を肥料に利用することに係る人への食品健康影響（リスク）は無視できると考えられる」という結論となったものでありまして、7月27日付けで本委員会委員長あてに調査会座長より報告書が提出されているものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明、あるいは記載事項に関しまして、何か御質問はございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、本件につきましては、ただいま事務局の方から説明がありましたように、プリオン専門調査会のものと同じ結論となりますが、牛の特定危険部位及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しない肉骨粉を原料として、空気を流通させた状態で1,000 、5分間以上の処理で製造された焼却灰及び空気を遮断した状態で1,000 、30分以上の処理で製造された炭化物を肥料に利用することに係る人への健康影響評価は無視できると考えられるということでよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「食品安全モニター」からの報告で、平成17年度6月分につき

まして、事務局より説明をお願いいたします。

○ 藤本勸告広報課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

6月にいただきましたモニターからの報告について、御報告申し上げます。

全体で48件ほどございました。1ページ目のところに内訳がございますけれども、引き続きBSE関係では11件ほどいただいておりますというような状況でございます。

例月に従いまして、委員会関係を中心に御報告いたしたいと思います。まず1ページの下のところ、委員会活動一般関係のものでございますけれども、委員会自らの判断でリスク評価を行うということで、食中毒原因微生物のリスク評価を行うことにしておりますけれども、その際、カンピロバクターの鶏肉汚染について、是非評価してほしいという御指摘がございました。

次のページでございますけれども、委員会からのコメントがございますけれども、自らそういう評価に取り組むということを経年の12月決定し、微生物・ウイルス合同専門調査会において審議を始めておるということで、今後そのリスク評価指針を策定することになっているというところでございます。その上で対象とする微生物及び食品につきましては、御指摘のところも含めまして、さまざまなものの中から優先順位を決めた上で、具体的な評価を行うことにしておりますというコメントを用意してございます。

次のところでございますけれども、季刊誌「食品安全」の中で、キッズボックスというのがございますけれども、その中でペットボトルの飲料についての記事があったけれども、身近なこういった食品の安全性について取り上げて、情報発信していくことが重要ではないかといった趣旨の御指摘をいただいております。

こちらの方でございますけれども、コメントですが、キッズボックスにつきましては、御指摘にもありますとおり、家族の方が子どもと一緒に学んだり考えたりする機会を提供するものとして、できるだけ身近な食品の安全性に関する話題につきまして、特にわかりやすさというところに重点を置きまして、作成しておりますということで、今後ともテーマ、わかりやすさ、見やすさなどに留意しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えていますというコメントを用意してございます。

その次のところでございますけれども、後ほど御報告いたしますけれども、「食品安全モニター会議」を6、7月に行いましたけれども、それに参加された方の感想で、安全と安心という違いについて、よく説明したらよかったのではないかなというふうな御指摘もいただいております。

コメントの方でございますけれども、後ほど御説明しますので、次のページの方に移っ

ていただきますけれども、その場でいただいた御意見、今回の指摘も含めまして、今後のモニター会議とかリスクコミュニケーションの際に参考にさせていただきたいというコメントをとりあえず用意してございます。

３ページの真ん中のそのほかの３つの御意見でございますけれども、モニター活動を通して得た知識などについては広く国民に提供していくというような取組が大事ではないかとか、実際そういう取組をしているとかといったような御指摘とか、３つ目にはビール工場への見学などに行ったんだけど、そういったことを課外活動として実施するようなことを考えていただきたいみたいなような御指摘、御提案がございました。

そちらの方にコメントでございますけれども、モニターの活動につきましては、既に御説明しているとおりでございますけれども、今回御指摘いただいたとおり、活動の役割の中で可能な範囲で日常生活を通じて、広く地域の方々に食品安全に関する情報提供に協力していただくと。その一方で、それらに対する地域での反応、声をまた随時報告という形で必要に応じて提供いただくというような形で、地域と委員会との間に立ちまして、意見、情報の交換の促進に橋渡しの役割を担っていただけるとありがたいということをお願いしておるわけでございますので、そういうところで御協力いただければありがたいということをまず書いてございます。

なお書きのところで、食品工場への見学などについての指摘がございましたけれども、こちらの方ににつきましては、自主的にさまざまな機会をとらえて、していただければありがたいということとともに、一方で委員会主催の意見交換会などにつきましては御案内をさせていただくので、是非御出席いただきたいというコメントを用意してございます。

次に４ページでございますけれども、リスクコミュニケーション関係ということで、２点ほどいただいております。

基本的には消費者の不安を取り除くために、わかりやすい言葉での説明とか、特にマスコミに対する広報が重要ではないかといった指摘でございます。

コメントの方でございますけれども、国民の関心の高いテーマにつきまして、正確かつわかりやすい情報の提供に努めているということで、できるだけわかりやすくＱ＆Ａを作成したりとか、先ほどの季刊誌を発行したりとか、あるいは意見交換会を開催し、できるだけわかりやすい丁寧な説明に心がけるような取組みをしておりますということを述べております。

更に、マスメディア関係の方とは懇談を通じまして、正確な情報の提供に努めておりますし、意見交換会にも多くのマスメディアの関係者に参加いただいておりますということで、

今後ともそうした努力を積み重ねてまいりたいというコメントを用意してございます。

次のところでは、米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会に出席された方が、その運営の方法にちょっと残念なところを感じたということで指摘をいただいております。

委員会の方からも一般論としてではございますけれども、5ページの方にわたりますけれども、いただいた御指摘なども踏まえながら、その意見交換会の運営については十分皆様の意見を踏まえながら、改善を図りながらやっていきたいと思っていますというコメントを用意してございます。

次に6ページに移らせていただきまして、BSEの関係でございます。まず全頭検査の見直しの関係で2件ほど御指摘をいただいております。

全頭検査による監視体制を継続すべきではないかとか、あるいはBSE対策の見直しに全頭検査がございまして、消費者の理解を得られることが重要ではないかといったような御指摘でございます。

こちらの方につきましては、コメントとしては既に御紹介しておりますけれども、5月6日に食品安全委員会としては最終的な結果をとりまとめたということで、その評価結果の中でBSE検査対象月齢を見直す場合については、21か月以上を検査する場合とそうじゃない場合と比べると、その線引きがもたらすリスクは非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断されるという結論が出ているところなんですといったコメントをとりあえず用意させていただきます。

そのほかBSEの関係では、7ページでは原産地情報の開示とか何かが重要ではないかとか、8ページでは感染源の究明とかについての御指摘がございました。

9ページの方でございまして、6件ほど、米国産等の輸入の再開についてということで御指摘をいただいております。基本的には慎重な検討をお願いしたいとか、タイムリーに情報を提供してほしいといった御指摘でございます。委員会からのコメントの方でございまして、9ページの下の方でございまして、委員会としては今後とも中立公正な立場から科学的な議論を行っていくということが1点。

なお書きとしまして、その評価の審議状況の概要を始めとしまして、BSE等につきましては関連情報を整理しホームページにトピックスを設け掲載しており、そういったところを通じて情報の提供、理解の促進に努める取組をしておるところというコメントを用意してございます。

次に11ページの方でございまして、そのほかでは食品添加物の関係で具体的に2件ほど個別の品目についての安全性についての御指摘がございました。

12 ページの方に移りますけれども、農薬の関係では3件ほど御指摘がありました。そのうちの1つで、これもモニター会議のところで指摘がありましたけれども、農薬の安全性に関しまして、生産農家が自家用消費と販売用を別に栽培しているという現実を踏まえると、農薬の危険性を生産農家は認識しているのではないかといった点についてどう考えるのかという御指摘でございます。

委員会からのコメントでございますけれども、委員会ではさまざまな試験データを用いて科学的に中立公正に評価を行っているということで、この評価に基づいて農薬の残留基準や使用基準が厚生労働省や農林水産省によって策定され、食品の安全性の確保が図られているということでございます。なお、農薬の使用については、農林水産省の方で農薬取締法に基づいて適切に管理される仕組みになっているという説明をしてございます。次に14 ページに移らせていただきますけれども、動物用医薬品の関係では1件ほど、養殖魚などの関係で実態調査などの指摘がございました。

15 ページでは、器具・容器包装の関係でフッ素樹脂加工調理器具の安全性についての指摘がございました。

その下の方でございますけれども、「8．汚染物質関係」ということで、メチル水銀の関係で1点御指摘をいただいております。メチル水銀に対する健康影響評価がなされることは非常に適切であると考えているということで、女性として考えると妊娠に気づいてからでは既に3 か月経過している可能性もあるので、妊娠の可能性の有無にかかわらず、日常的に魚食が控えめになってしまうのではないかとといったことがちょっと気になるというような御指摘でございます。

コメントの方でございますけれども、次の16 ページの方に移らせていただきたいと思いますけれども、現在、調査会での評価結果案を、今、意見募集を募って、それも締め切ったところでございますけれども、今後食品安全委員会に報告することとされていきますという状況をまず説明しております。

今回の評価ではどのぐらいのメチル水銀摂取量ならば胎児に影響を及ぼさないかというのを検討しておるわけでございますけれども、メチル水銀は胎盤を通して容易に胎児へ移行し、その中枢神経へ影響を及ぼすことから、胎児につきましてハイリスクグループとされたということでありますけれども、その一方で魚食による栄養のバランスの取れた食生活の重要性についても指摘されているところなんですというコメントを用意してございます。

16 ページの下の方でございますけれども、そのほか、新開発食品関係では特別保健用食品の広告表現が紛らわしいといったような指摘がありました。

次の 17 ページでは「食品衛生管理関係」とくくってございますけれども、食中毒患者数の実数把握をもう少し精度を上げるべきではないかといった趣旨だと思っておりますけれども、自治体と地域医師会との連携が不可欠ではないかといったもの等々で 4 件ほどいただいております。

19 ページでは、表示の関係でございますけれども、一元的な相談窓口の関連とか 3 件ほどいただいております。

最後に 20 ページでございますけれども、「その他」ということでくくってございますけれども、12 件ほどございまして、中身的にはダイエット食品や健康食品の安全性に対する懸念が 2 件ほど、あと食育の関係とかトレーサビリティの関係などに御指摘をいただいております。

以上が 6 月分の内容でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か御意見などございますか。ございませんか。

それでは、引き続きまして、17 年度の「食品安全モニター会議」につきまして、お願いいたします。

○藤本勸告広報課長 それでは、資料 4 を御覧いただきたいと思います。

17 年度の「食品安全モニター会議」ということで、6 月～7 月にかけて、全国 7 都市におきまして、計 10 回開催させていただきました。各会議には委員長を始め、委員の方方に御参加いただきましたところでございます。どうもありがとうございました。その概要を御報告したいと思います。

10 回につきましては、最初のページの下のところに一覧表にしておりますけれども、こういった形で、会議の全体像としましては 2 部構成でやっております、1 部ではリスク分析の枠組みとか食品安全委員会の取組について委員の方から御説明いただき、そういった内容についての理解を促進するような時間帯を設けてございます。モニターの役割などについても御説明させていただいたところでございます。

後半の 2 部の方では、個別の具体的なテーマ、例えば、新開発食品とか遺伝子組換え食品等々を取り上げまして、各調査会の専門委員の先生方に御出席いただき、リスク評価の考え方とその実際につきまして説明し、率直な意見交換を行ったということが内容になっております。

どういった意見交換がなされたか、意見があったかというのを御確認いただくために、別紙 1 でまず主な意見を整理しましたので、若干御報告させていただければと思います。

まず1枚めくっていただきまして、この下に1ページと振ってありますけれども、そちらから御覧いただければと思います。

まず総論的なところで、委員会の活動全般関係ということでくくってございますけれども、そういった関係では、リスク評価には定性的なアプローチと定量的なアプローチがあるけれども、委員会の取り組みでは、これまでのところ定性的なものに偏っているのではないかといったような御指摘がございました。

また、次の1つ飛ばしたポツでございますけれども、科学的に理解できるが不安とする人が多いので、この点を解消するような取り組みも重要ではないかといったような御意見などもありました。

次のポツのところでは、白黒の判断がつかないグレーゾーンが多くて、なかなか消費者の方は理性的に判断するというよりは本能のまま拒否してしまうのではないかということなんですけれども、その背景には情報がやはり少ないということがあるのではないかとといったような御指摘がございました。

次のところでは、専門用語を避けて、だれにでもわかるような言葉で説明してほしいといったような要望、御意見とか、あとリスク評価の結果の評価書の表現でございますけれども、一般の人にももう少しわかりやすいものにしてほしいと言ったような点等々などの御指摘、御意見があったところでございます。

また、今般につきましては、食育の関係についての御指摘、御意見もかなりございました。

更にBSEの関係でございますけれども、先ほども6月分で報告させていただきましたけれども、各地域でいろいろこれまで述べられているような質問とか意見、指摘、あるいは輸入再開への審議を慎重に対応してほしいといったような御指摘をいただいております。

2ページのところでございますけれども、その他のところでは食品安全行政において食品安全委員会ができたとか、また厚生労働省、農林水産省といった関係機関が連携するような仕組みができたということは非常に隔世の感があって大変意義深いと思うといったような御意見も御指摘もございました。

また、次のポツにございますように、日本においては食品の安全性に関する専門家、研究者が少ないという指摘があるので、こういうことについての対応もきちんと考えていかないといけないのではないかとといったような指摘などもあったところでございます。

次の3ページの方でございますけれども、個別のテーマでは、各添加物、農薬等、ここに書いてあるところでございますけれども、添加物とか農薬のところでは、一つひとつの

安全性についてはA D Iを定めるといったような形で評価がきちんとなされているようなんだけど、その食品トータルで考えると、あるいは幾つかの添加物を複合的に使用されているような場合の安全性について、どう考えたらいいんだろうかといったような指摘が幾つかございました。

汚染物質の関係では、いわゆる環境ホルモンとかカドミウムなどについての御指摘がございました。

4 ページのところでございますけれども、微生物・ウイルスの関係ということで、ちょっと整理させていただきましたが、これは食品ということではないんだろうかと思うんですけれども、この冬、ノロウイルスが流行したけれども、その際に人から人へ感染するという点についての情報が十分周知されていなかったということがあったんじゃないだろうか。その点の早目の情報提供が重要ではないかといったような指摘もございました。

遺伝子組換えの関係でございますけれども、ほかの分野も活発だったんですが、とりわけ活発な意見交換があったかと思います。こちらでは次世代への影響とか、あるいは環境への影響とか倫理問題との関係等々、よく御指摘があるような点が中心ではございましたけれども、いろんな御意見が出ておりました。

新開発食品の関係ということで、ちょっとくくってございますけれども、特定保健用食品の安全性の評価も重要だけれども、それとともにバランスのよい食事をそもそも摂るべきだといった啓蒙も重要なのではないかとといったような御指摘があったところでございます。以上が主な御意見のあったところを整理させていただいたところでございます。

次に別紙2としまして、5 ページ以降をちょっと簡単に見ていただければと思いますけれども、会議が終わった後、参加者の感想ということでアンケートの形で回答をいただきました。それを整理したものでございます。

一番右側に全体の計を整理してございまして、それを御覧いただきたいと思います。まず問3としまして、会議に出席してどの程度満足されたかどうかというのを確認させていただいたところ、「だいたい満足」も含めるとほとんどの方がそういうことになるんですが、4 分の1 程度の方が「満足」という回答をされてございます。

また、1 部、2 部それぞれ理解度、参考度ということで、どれくらい理解できたとか、あるいは非常に参考になったかというのを聞いてございますけれども、いずれも4 割近くの方が理解できた、非常に参考になったということで回答をいただいております。昨年あるいはその前のモニター会議と比べまして、少しずつではございますけれども、この比

率が上がってきているというふうな結果になってございました。

7 ページのところに問 8 としまして、意見交換会に当てられた時間という点で聞いております。十分な意見交換をするような機会あるいは時間を取ってほしいという指摘が多ございますけれども、それに対する認識を確認したものでございます。

委員会が発足したときには「適当であった」と答えた方が 4 割しかいなかったんでございますけれども、昨年度につきましては、それが 5 割をちょっと超えるようなレベルになりまして、今回につきましては 62.9% の人が「適当であった」というふうな回答をいただいております。まだ改善の余地があるような御指摘をいただいておりますけれども、そこら辺の改善も少し図らえたのかなと思っております。

次に 8 ページ以降でございまして、具体的に個別にコメントいただいた内容を整理してございます。会議全般のところにつきましては、一番上のところでございまして、有意義な会議であったというような指摘が多数ございました。ただ、一方で内容が専門的過ぎるといふ指摘とか、もっと日常生活に直結した問題について聞きたかったという意見もございましたし、また講演や説明の中の専門語やカタカナ語が多いという指摘も若干ございました。モニターの方々も前にも御説明申し上げますけれども、ある程度知識、経験があるという方ではございますけれども、幅があるということで、いろんな立場からの御指摘があったということでございます。

また、先ほどの意見交換の進め方の点で、時間の確保とも関係するところでございまして、できるだけ多くの人の発言機会を確保する必要があるということで、なるべく発言は 1 人 1 回にしてほしいとか、質問だけではなくて回答も手短かにしてほしいとか、そういったような指摘もございました。この辺りもまた引き続き改善に向けた取り組みも必要なのかと思っております。

全般的には有意義であったということで、可能であればこんなような会議の回数を増やしてほしいといったような御指摘もあったということでございます。

8 ページの下の方からは、それ以外のいろいろなコメントをそのまま、主なものを掲載しております。参加して勉強になったとか、理解の促進につながったといったようなこととか、あるいは本会議に出席した内容については周りの人に話して一緒にまた議論してみたいとかといったようなコメントもございまして、地域と委員会の橋渡し役を期待しているといったようなモニター活動の役割について説明させていただいているところでございますけれども、そういったところについても一定の理解があったのかなといったような感想をいただいております。また、さまざまな考え方の人がいることもわかったといったよ

うなことで、相互理解の促進という意味でも一定の成果と言いますか、そういう面も表れているようなコメントもございました。

若干長くなりましたが、以上が私からの御報告でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。多くの委員の先生方には、このモニター会議に出席をしていただきましたけれども、ただいまの説明を含めまして、御感想あるいは御意見など、こういうふうにしたらよりよくなるとか、ございましたらどうぞ。

○坂本委員 私は岡山県に行かせていただいたんですが、このモニターの方々が3分の2入れ替わりますね。そうすると同じ話をしても、もうこんなの聞いたからいいよという意見がある場合と初めて聞いてよくわかったという意見と半々ぐらいで出てくるという印象が1つです。

中に食品安全委員会の取組についてという説明をいたしますが、この説明はいつも同じように思うと。もっと人間的な説明が欲しいということで、例えば、委員会の取組であるとするば、何が今問題でどういった苦労があるのかといった委員の取組に対する悩み事だとか、そういうようなことをモニターには知らせていただけないかというお話がありました。

もう一つは、今のお話にもありましたが、相手にわかりやすい用語を使ってほしい。資料が非常に見にくいとか理解しにくいということがありまして、やはり漢字がたくさんあるような画面が出てきて説明をしましても、視覚としてはそれを追っかけているものですから、なかなか理解しにくいんだろうと。もう少しスライドの使い方を、もうちょっとビジュアルに、効果的に使うような方法を考える方がいいのではないかと思います。そのとき、私のところで農薬についての話が一緒にあったんですけれども、農薬と添加物に対しては、やはりモニターの方であってもまだまだ不安をお持ちで、いろんな不安を投げかけてこられるモニターの数が多い印象でございました。感想でございます。○寺田委員長 ありがとうございます。どうも御苦勞様です。

ほかにどなたかございますか。どうぞ。

○本間委員 私、決して数多く経験しておりませんけれども、地方によってはモニターの数非常に少ない地域がありまして、10人前後というのがあれば、片やかなり大きい。そうすると話の内容は同じことなんですけれども、終わってからの質問のしやすさなども違うようなんです。それでやはり空間の距離に比例して、話が堅くなってくるということがあって、この辺は何か工夫ができないかなという気がいたします。

あと、確かに坂本先生がおっしゃるように、3分の1前後の交代ですね。そうすると我

々は大部分が新しい方だから、なるべく基本的なことは同じというつもりでやると、やはり繰り返したということがちらりと見えてくる。これはいたし方ないんではないかという気がしますけれども、説明の補い方ということ。

あと、やはり言葉の難しさは共通していることだと思っております。

やはりモニターの方々はもっと安全委員会の情報が欲しいという、押しなべて言えば、そういう欲求が非常に強いのではないかという気がいたしました。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○寺尾委員 同じようなことなんですけれども、結局第1部と2部、ここの委員と専門調査会の座長さんをお願いしていますけれども、全体的に言えることはスライドが非常に高級ですね。高級というか、学会でしゃべっているようなスライドを使っておいでなので、あれをもっと一般の方、モニターの方はある程度食品関係の業務に携わってきた方ということで、かなり知識をお持ちなんですけれども、それでも理解するのにかなり難しいのではないかなというふうに感じております。

ですから、来年から少しスライドを早めに用意して、もっとかみ砕いたようなスライドにした方がもっと理解してもらえるのではないかなと思います。しゃべり方にもよるんでしょうけれども、同じスライドを第一部ではかなり使っていますけれども、理解度のパーセンテージを見ますと、よく理解できたという人の数字もずいぶん波があります。しゃべり方にもよるのかもしれませんが、その前にスライドをやはりもう少しわかりやすくつくことに少し心を砕くべきではないかなというふうに思いました。

○寺田委員長 ありがとうございます。あれはパワーポイント、スライドは座長さんがつくられるわけですか。

○藤本勧告広報課長 私ども事務局の方でお手伝いできる事実関係の整理とか何かはしておりますけれども、先生がつくられるのが基本になってございます。

○寺田委員長 また、そういうことに気を付けた方がいいかもわかりませんね。

ほかに何かございますか。

モニターの方はダブるということで、ちょっと難しいところはありますけれどもね。ただ、わかりやすくするということはもっと、モニターさんだけではなくても、いろんなところで努力しないと、なかなかわかりにくいかもわかりませんですね。

本間委員が言われた会場のセットアップの仕方とか、人数によって変わりますから、言

われたように、どーんとした大きなところで座っておられるようでは意思の疎通もできないから、やはりそこはちょっと気を付けた方がいいかもわからないことは確かですね。

○本間委員 モニターさんの中で、仮に北海道という場合を例で申し上げますと、北海道の中のモニターさん同士が何かコミュニケーションを取りたいという意欲が大変強かった。北海道に限らないと思いますが、それは非常によくわかりました。

皆さんが集まれるのは1回ですね。確かに費用から言っても1年1回やるということにおいて、もう一回ぐらいあるといいねというような要望がありまして、これは計らうというのは難しいかもしれません。何かほかの手段で、ネットを使うとか、何かそういうふうなものもある範囲内で考えるということのも促進することかもしれないと思いました。

○寺田委員長 それはお金の問題も。難しいような顔をしておられますね。

○藤本勸告広報課長 会場の規模の話がございました。実は本間先生には北海道へ行っていただきました。やはり会場の大きさと言いますか、参加者の人数によって意見交換のしやすさとか雰囲気とか、あるいはどうしても時間の関係もありますので、発言回数もそれによって左右されるということがございます。少し試み的に数が少ないケースとそうじゃないケースで分けてやってみようかなということで、実は北海道は東北・北海道ブロックから分けまして、少ない人数で開催させていただいたという経緯がございます。そういう意味では、恐らく北海道の方では活発な議論が進んだのではないかと考えております。

先ほどのアンケート結果でも御報告しましたがけれども、できるだけ回数を増やしてほしいという御意見は確かにいろんな方からいただいております。全体の経費の関係もあって2回、3回というのはなかなか難しいのかなと考えておりますけれども、少なくとも意見交換会を各地で開催しておりまして、それにつきまして、モニターの方には直接私どもの方から開催日時、場所等を御連絡しておりまして、そちらの方にできるだけ参加いただいて、同じようにいろんなテーマにつきまして、食品安全委員会あるいは関係省庁の情報提供をそこで得ていただければと思いますし、またその場で意見表明をしていただくようなことをお願いしたいということで御説明はさせていただいているところでございます。

○寺田委員長 ほかにございませんか。どうぞ。

○本間委員 我々が皆さんと共通の時間として取れるのは2時間から2時間半ぐらいの時間だと思うんですが、もし全体ということが、全員のモニターさんというのを想定しないで、集まれる方だけでも会場を例えば、30分ぐらい終わってから、どうぞお話しください、あるいは早めに来てそういうふうなことも可能ですという、そのぐらいの多少の余裕があってもいいのではないかなと思っています。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。それは可能でしょうね。

○藤本勸告広報課長 工夫の余地はあると思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

これは全体が3年目に入って、初めに比べたら随分と、自分でよくいった。よくいったと言うのもどうしようもない話なんですけれども、だんだんと理解が、これだけではないでしょうけれども、モニターさんを通じて全体の活動がいろんな方にわかってくださるような一つのメカニズムになっているのは確かですね。

それから、例えば、横の連絡をしたいから住所を教えてくださいとか、そんな話がありますけれど、個人情報の話とかいろいろやっても大変ですもんね。それはちょっと無理ですね。

○藤本勸告広報課長 そういう話もございましたので、個人情報の話がある関係から、なかなかそれは難しいことも今回の場合、説明させていただきました。また一方で、せっかく今回集まっていたいたので、休憩時間とかを利用して、そういう連絡を直接お互いに取っていただいたらどうかというふうなことを説明させていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

私どもの委員会としては、全国に広がっている組織としてほかにはないわけですし、いろんな方からの御意見をいただいて、逆に私どもの委員会の活動を周りの方に伝えていただく一つの大きなメカニズムでありますし、是非これを大事にして、よりいい形になったらいいと思うんですが、もう一つ前にもちょっと言っていましたけれども、毎年毎年変わっていくわけですね。だから、やめられた方に何かの形で、それもお金がかかりますけれども、情報を流せられたらいいなというような感じがしていますけれども、それはやっておられるんですか。

○藤本勸告広報課長 まだやっていませんけれども、御指摘いただいているので、そういう方向で検討させていただいております。

○寺田委員長 セッかくお付き合いができたわけだから、そういうところに一応。随分大きな組織になっていくと思います。全部が全部そのまま協力してくださるかは別にしましても、あるグループはでき上がると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、わかりやすいというのは、なかなか永遠の課題ですね。相当かみ砕さないといかないので、本当は写真とか漫画とかがあればいいんでしょうけれども。これは何かそういう専門の方が、私たちも前に学会のスライドをつくる時にわかりやすさというのは、そういうことをある程度専門にしている人に聞きまして、60分ぐらいの講演をやってもらって、大変役に立ったんです。

例えば、人間は1分間に読める字はこれだけだから何行以内にするとか、バックグラウンドはこういう色だとか、いろいろそんなことをいろいろ教えてもらって、よかったなと随分思いました。そんな方がもしいらしたら、私ら全体にも勉強になるから、パワーポイントの使い方とか何かそういうものの一般的なルールみたいなのを教えていただきたい。もし、そういう方がおられましたら。

それでは、どうもありがとうございました。特に事務局でいろんなことをこういうセットアップしたり、その後のまとめをやったり、本当に大変だと思いますけれども、是非よろしくお願いします。モニターの方も当然感謝していますが、事務局の方にも本当にありがとうございました。

続きましては、リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項ということでお願いいたします。

○西郷リスクコミュニケーション官 資料5をごらんいただければと存じます。

前回の委員会で七条副大臣、犬伏リスクコミュニケーション専門調査会座長代理にも出席いただきまして、食育につきまして御議論いただいたところでございます。食育基本法が7月15日から施行になったということを踏まえまして、こういう御議論をいただいたわけでございます。

そこでその議論でも今後、委員会として食育にどういうふうに取り組んでいくかといったことを議論していかなくはいけないということで、やはりリスクコミュニケーションを通じて貢献していくんだらうということで、リスクコミュニケーション専門調査会で議論していただいてはどうだろうかといった御議論になったかと存じます。

リスクコミュニケーション専門調査会でございますけれども、現在この資料の2枚目に別紙というのを付けてございますけれども、これが去年の7月に「リスクコミュニケーションの現状と課題」をとりまとめた後に、ここに書かれておりますことについて審議しなさいという調査審議を求める事項というのを出示していただいております。これに基づきまして、今リスクコミュニケーション専門調査会において御議論が続いているところでございます。

それに加えた形で、資料5の1枚目でございますけれども、「○ 食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための食品安全委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について議論し、意見を取りまとめる」という形で調査審議を求めてリスクコミュニケーション専門調査会に御議論願ってはいかがかということで、用意してございますので、御審議をいただければと存じます。

以上でございます。

○寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、御意見とか御質問はございますか。

リスクコミュニケーション専門調査会に審議を求める事項ということですが、

これでよろしゅうございますね。是非お願いしたいと思いますので、リスクコミュニケーション専門調査会での審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、それでは、2回ほど前に中村委員から、やはりここで意見交換会の内容を、今までリスクコミュニケーション専門調査会では出したけれども、ここの委員会にも出した方がいいのではないかというお話がありまして、そういうことで最初というわけではないんですけれども、東京と大阪で行われました魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会について、事務局より報告がございます。

○西郷リスクコミュニケーション官 それでは、資料6を御覧いただきたいと存じます。

今、委員長からお話がございましたとおり、今後いろいろリスクコミュニケーションの行事等があった場合については、このような形で委員会に御報告を申し上げたいと思います。

今回は「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価に関する意見交換会」を東京と大阪で開催いたしましたので御報告いたします。これは汚染物質専門調査会での御議論で評価の案ができ上がって、いわゆる意見・情報の募集をしている最中に行ったものでございます。

この資料は1枚目が東京、2枚目が大阪といった形になってございますが、東京は7月19日、大阪は7月14日に開催いたしました。

参加者でございますけれども、東京は確認できた参加者は128名、大阪では84名ということでございました。

委員会から、東京の方では中村委員がパネルディスカッションのコーディネーターをしていただきました。大阪では日本経済新聞の中村雅美編集員。この方はリスクコミュニケーション専門調査会の専門参考人としても御出席いただいておりますけれども、コーディネーターをお願いいたしました。

評価案の御説明につきましては、汚染物質専門調査会の佐藤座長に両方に出ていただくようお願いいたしました。また、小泉委員にも両方出ていただいて、パネリストをお願いいたしました。

東京では消費者の立場から、家庭栄養研究会副会長の蓮尾さん。大阪ではコンシューマーズ京都のあざみさんに出ていただきました。

水産関係者といったしましては、両方とも全国漁業協同組合連合会の高浜さんに御参加い

ただいたところでございます。

なお、厚生労働省、農林水産省からも出ていただきまして、意見交換のときに加わっていただいたという経緯がございます。

中身でございますけれども、佐藤座長から評価案につきまして、1時間ほど御説明をいただいた後に、パネルディスカッションを進めていただきまして、そのときに会場との質疑と言いますか、意見交換も同時に進めていただいたという形を取らせていただきました。

東京も大阪も大体似たような議論でございましたけれども、水銀と申しますと、すぐに水俣病とかいう重篤な神経障害というようなことを思い浮かべるといようなことがあったわけでございますけれども、今回の評価はどのようなリスクについて想定しているのかといったようなことについての説明があったわけですが、それについては大方の理解が得られたかと存じます。

あと、会場からはいわゆるJECFAという国際評価をしているところがございますけれども、そこが出している数字と今回の数字で、若干数字が結果として違うのがやはりちょっと気になるという御意見。それとか、その原因になっているのは、いわゆる不確実係数をどう取るかということがございましたけれども、科学者の方は不確実係数というのは少ない方がいいんだと言って、要するに確実なことを言える方がいいと不確実性を少なくしようと努力をされるわけでございますけれども、消費者側には不確実係数は安全のために大きい方がいいんじゃないかという、若干そのとらえ方が違ったという点があったかと存じます。

あと、今回の評価ではハイリスクグループというか、胎児に焦点が当たっているところでございますけれども、それだけでいいのかどうかという御議論がございました。

あと、日本のデータがないのは若干残念だというふうな御議論がございました。

評価のことで御議論願ったわけで、実際の管理措置についての議論はまだということで、そこまでは想定していなかったわけでございますけれども、会場からは、では、お魚について、どれだけ食べたらどういう影響が出るのかというのをイメージさせてくれないと、やはりわからないなという御指摘がございましたけれども、それについては別途評価が出た後に管理省庁の方で御議論があるのではないかという整理がございました。このほか、ちょっと書いてございせんけれども、なぜ今こういう評価をしているんだろうという御議論もあったかと存じます。なお、アンケートについては今集計中でございますので、結果が出ましたら、また別の機会にでも、あるいは専門調査会を通じまして御報告申し上げたいと思っています。

概要は以上でございます。

○寺田委員長　ありがとうございました。いろんな方がここに参加していただきましたが、何か御意見ございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員　私は東京の方のコーディネーターをさせていただいて、全く雑感ですけども、幾つか感じたことがありました。やはり佐藤先生は大変専門家でいらっしゃいますから、非常に説明が学術的でしたが、会場の人に後で聞いたら、今日の説明はよくわかりましたなどという、私の方はよほど水準が低いのかなと思いましたけれども、その難しいということと、やはり魚との関連は皆さんが関心は持つけれども、それは次の段階だというふうにしたのは非常によかったんじゃないですかね。いろいろ欲求不満はきとおありだったと思うんですけども、これは、今回のそこまでやらないんだと。つまり科学的に全く純粋にハイリスクグループの耐容摂取量を決めるんだという、そこをかなりきちんと説明したのはよかったんじゃないかと思います。

それから、やはり私もそうなんですけれども、マイクログラムとか何とか量がわからないですね。ですから、その中で私は、これは水俣病の汚染の濃度などに比べれば、もうずっとずっと下のところの数値を議論しているんだというふうに言いましたけれども、そういうところの説明が、ただやはりマイクログラムだけではわからないだろうというふうに思いました。

私の個人的に非常に関心があったのは、なぜ日本の調査資料が使えないのか、調査ができないのか、フェロー諸島とかですね。それは非常に私が個人的に何で関心を持ったかという、日本の学術研究の時間的なスパンとか予算の付け方とか、それがこういうふうに非常に長い期間、例えば、7年とか10年とかかかる研究については適切に対応できない。学者の方もそれは本当はやりたいんだけど、そういうふうなお金をかなり長期的にわたって使わせてもらって、それをちゃんと役所が認めてくれるような体制ができないと無理だというふうに言われて、現在でも2年とか3年の複数年予算というのは確かにあるんです。しかし、7年、10年とかかかる取り組みも、これは日本のこれからの学術研究の在り方として、やはりとても大事な指摘なんじゃないかなというような気がいたしました。個人的な感想はそんなところでございます。

○寺田委員長　どうもありがとうございました。コーディネーターで中村委員が話として、今日の話は魚の話の手前のものであり、メチル水銀というものに関するリスク評価ということをはっきり言われて、それで随分焦点が絞られたんじゃないかなと思います。

最後のところの、私も全く同じ考えです。毎年毎年の予算で、研究で年を越してやれるのは、やっと2～3年前からですよ。だから、3月になったら全部返さなくてはいけないということです。せいぜいやって4月いっぱいまでやったのを、1年は特別の理由があったら延ばしても構わないというふうになったんです。それも変な理由を書かなくてはなりません。3年は無理だと思います。

それらを含めていろんなところで問題があって、結局1つの解決法としては、大きなプログラムの中で例えば、5年計画の何とか、対がん10か年の10年というのは全体として枠がありますが、その中でやるのがいいと思います。勿論、3年ぐらいで、途中で成果がなかったら落としてしまいます。そういう枠がないとなかなか難しい。

もう一つは、個人で教授がやるというのは、教授の定年が60ぐらいですけども、それでも55ぐらいで教授になったら、5年ぐらいの60ぐらいで終わってしまうんですね。その前後2年間は引くと、3年ぐらい長期のことなどとてもできないということがあって、どこかの組織として面倒を見ないとなかなかそういう長期的な日本全体10年、15年の統計学的な研究はなかなか難しいですね。勿論人は変わってもいいんですけども、何かのプログラムという1つの枠の中で、しかも組織として動かないといけないということです。本当は国としてやっていただければ本当にありがたいし、いろんな方、委員の先生方、影響力もありますし、いろんな場で言っていただければありがたいと本当に思います。佐藤さんは何か研究をやっているらっしゃると聞きましたが如何でしょうか。

○小泉委員 何かやられているようで、そういう意見をおっしゃっていましたね。

○寺田委員長 なるほど。

○小泉委員 それと、やはり対象者の方はなかなか日本で受け入れてもらえないと。向こうだと何割か高い。日本では3割ぐらいらしく、お願いした100人のうち30%ぐらいの方しかOKされない。また、長期間の研究が問題で、7歳になったときとか14歳に調査するとなると、それはなかなか受け入れてもらえない。

ついでに申しますが、日本の食文化とか食生活がわからないのに、その評価をするというのは非常に問題じゃないかという話をよくされるんですね。イタリアとかスペインなどは日本に似ているから、そういうところのデータはないのかという質問もございましたけれども、実はメチル水銀というのは一つの化学物質ですので、どういうところから摂ろうと一緒に私は思うんです。要するに1日摂取量が問題。でも、半減期が長いので、1週間にどれぐらい摂れば体内にどれだけ入ってどういう障害が起こるかということが問題であって、要するに摂取量による影響であって、食生活はそれほど大きな影響は直接的には

ないんだと私は思っています。

○寺田委員長　ありがとうございました。

ほかに参加されたとか、何か御意見はございますか。あるいは意見交換会全体に関して、こういうふうにした方がいいとか、あるいはこういうところは注意した方がいいのではないかとということがございませんでしょうか。

随分時間を制限して、質問の方とか答える方も随分短くするようになって、随分いろんな意見が交換できるようにはなりました。それは問題の課題によりまして、非常に熱くなって延々とやられる方もいらっしゃるけれども、大分よくなってきたなという感じがしております。

ほかにございせんか。

それでは、ほかには今日はありますか。もう一つ、参考資料でしょうか。よろしく願います。これはB S E 疑似陽性牛に関する発表が米国農務省よりありましたので、それを事務局から。

○杉浦情報・緊急時対応課長　それでは、お手元の参考資料に基づいて、米国における3例目のB S E の感染が疑われる牛の発見について、御説明させていただきます。

現地時間の昨日、米国農務省が米国におけるB S E の感染の疑いのある牛が確認された旨のプレス発表を行っております。プレス発表につきましては、2ページ目以降に英文のままですけれども、添付させていただいております。その概要について説明させていただきます。

まず米国農務省の研究所、アイオワ州にある国立獣医研究所におきまして、ある牛の材料について、B S E の検査をしたところ、ノンディフィニティブ、未確定、すなわち、陽性が陰性かわからないという検査結果が得られました。これはこの27日付けのプレスリリースで、その前日に得られたという発表が行われております。

そのためにこの材料について、国立獣医研究所におきまして、さらなる検査を実施するとともに、英国のウェイブリッジの英国獣医研究所に材料を送っているところでございまして、来週には結果が公表できる見込みということでございます。冒頭ある牛と申しましたけれども、この牛の材料につきましては4月に採取されておりまして、ただ採取した獣医師がU S D A への送付を忘れていたことから、先週までU S D A に提供されなかったということでございます。

このサンプルにつきましては、防腐処理されていたために、ウェスタンブロット法は実施できず、免疫組織化学的方法（I H C）による検査が実施されるということでござい

す。 なお、この牛は 12 歳以上の経産牛でございまして、死体は焼却されている。正確にはデストロイされているという発表が行われております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、ここまでだけの報告だと思えますけれども、何か御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、また情報が入りましたら、逐次教えてください。

そのほかに何かございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 それでは、本日のすべての議事は終了いたしました。特に委員の先生方の顔を見ますと発言もなさそうなので、これで 105 回の会合を終わらせていただきます。

次回の会合につきましては、8 月 4 日 14 時から開催いたします。

また、8 月 1 日月曜日 9 時半から「プリオン専門調査会」を公開で開催。

同じく 1 日の 14 時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」を非公開で開催。

15 時から「リスクコミュニケーション専門調査会」を公開で開催。

3 日水曜日 10 時から「微生物・ウイルス合同専門調査会」を公開で開催する予定でございますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。これで終わります。